

不可解な原因不明

地元、行政措置を熱望

病の奇 水俣

県では食衛生法第4条にもとづいて水俣湾の毒性をもつた魚貝類の販売禁止を近く告示するが、これに先立ち住居公衆衛生課長、阪本水産課長らは十四日水俣にゆき、水俣保健所で地元漁業者、事案対策委員と海城間諺その他について懇談した。

地元側の出席者は伊藤水俣保健所長、大橋水俣市立病院長、尾田水俣市会議員、岩本対策委員長、浮池同副委員長、細川新日鐵付属病院長、瀬上漁協組合長、中村同参事、松本、松永、永田二市議、会寄病対策委員など二十余人。

販売禁止を告示せざるを得なくなつた理由として大学側の研究が昨年末の発表と異つて定性魚貝類のみでなく百間、恋路島から陸に至る湾内でとれる回遊魚にも毒性のあることが判明したことをあげて説明、告示に先立ち地元の意見や実情をさらによく知りたいとのべ

た。

ついで阪本水産課長から現行漁労法では漁禁は禁止できない。また海城の決定については奇病と関係のない漁場もあることと思つてから地元側と協議、出来るだけ範囲を限定してきめたいと説明があつた。

このあと協議に移つたが瀬上漁協長、中村同参事は、

食衛生法で罰則をもつて取締るといふが自分で消費するといふは取締りの対象にもならない。このように罰則はアナだから無意味だ。昨年いらい百間間諺島、陸にかけての漁労は中止しているのだから、むしろ

漁禁の全面措置がのぞましい。魚貝類にも毒性があり海中のドロからも毒性が検出されておるのに原因がいまだに判らないといふのは政治的な庄力が大学側にかつてゐるのではないか。徒らに原因不明のまま最終的措置がとられなければ全漁民は方死する以外にない。行政措

置を贈すべき段階にきてゐる。速かに販賣資金の融資、動力船建造、漁協の問題などについて果ならびに政府が親身になつて強力に援護してほしいと実情を訴えた。

面課長は漁民の立場もよくわかるが、一般大衆の立場から毒性の告示は早急に行わねばならず、やむを得ない。しかし地元漁民の保護が絶対必要であることばちつた。だが保障と援護とはあくまでも異なることを訴へてほしい。保障は原因解明後の問題であると密え海城の決定、漁業者の救済対策など県当局首脳と協議、善処することを約し午後四時過ぎ散会した